

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	固定資産税の賦課に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石巻市は、評価対象の事務において特定個人情報保護ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するために適切な措置を講じ、これをもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

石巻市長

## 公表日

令和5年12月25日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税の賦課に関する事務
②事務の内容	<p>【事務の概要】 土地、家屋及び償却資産の所有者として、登記簿又は土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳に登録されている者に対して、固定資産税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税額の減免等を行う。</p> <p>【特定個人情報保護ファイルを用いた事務】 固定資産税の賦課及び各種証明、台帳の整備</p>
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満          4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	固定資産税ユニット
②システムの機能	<p>1.土地(登記・現況)管理 土地に関する登記及び現況情報を管理する。所有権移転や分筆・合筆処理、評価情報の異動のほか、物件単位での一筆照会、登記沿革照会を行う。</p> <p>2.家屋(登記・現況)管理 家屋に関する登記及び現況情報を管理する。所有権移転や新築・増築・滅失の異動のほか、物件単位での一棟照会、登記沿革照会を行う。</p> <p>3.共有管理 一般共有・分割共有・区分所有について、共有構成員の管理、持ち分割合・端数支払区分などの明細管理を行う。</p> <p>4.償却資産管理 申告書・明細書の入力や所有者情報の異動、年度ごとの申告状況の照会などを行う。</p> <p>5.賦課処理 随時の税額更正処理及び決議処理、名寄帳兼課税台帳の照会を行う。更正処理後は、更正決議書・通知書、納税通知書、納付書などを発行する。</p> <p>6.当初賦課・評価替え処理 異動確認表により入力内容のチェックを行う。また、更正一覧・減免一覧などの各種一覧表や調定表を一括で作成する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[    ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [    ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内の各業務システム、中間サーバー )</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー
②システムの機能	<p>1.団体内統合利用番号の付番と管理 各業務・システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、個人を識別するための団体内統合利用番号を付番し、各業務・システムの宛名番号と団体内統合利用番号、個人番号を紐付ける。</p> <p>2.符号取得支援・検査 中間サーバーへ処理通番の発行を依頼し、符号取得の成否を検査する。</p> <p>3.情報提供機能 各業務及び業務システムの依頼により、特定個人情報を中間サーバーへ登録する。</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 （ 庁内の各業務システム、中間サーバー ）
<b>システム3</b>	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1.符号管理機能 情報提供ネットワーク内で、個人を特定する符号と情報保有機関内で個人を特定する団体内統合利用番号を紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2.情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介した特定個人情報(連携対象)の照会とその受領を行う。</p> <p>3.情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介した特定個人情報(連携対象)の提供要求受付と提供を行う。</p> <p>4.庁内システム接続機能 庁内の共通基盤システムと情報の照会、提供及び符号取得について連携する。</p> <p>5.情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会及び提供の処理について記録を生成し、管理する。</p> <p>6.情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持及び管理する。</p> <p>7.データ送受信機能(「2.情報照会機能」「3.情報提供機能」との違い) 情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等を連携する。</p> <p>8.セキュリティ管理機能 「中間サーバーシステム方式設計書」の記述に準ずる。</p> <p>9.職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員を付与された権限に基づいて認証し、各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10.システム管理機能 バッチ状況の管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （ 庁内の各業務システム ）
<b>システム6～10</b>	
<b>システム11～15</b>	
<b>システム16～20</b>	

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>		
番号法第9条第1項 別表第一第16項		
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第16項	
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>		
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第27項	
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>		
①部署	総務部資産税課	
②所属長の役職名	資産税課長	
<b>7. 他の評価実施機関</b>		

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税賦課ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	石巻市所在の固定資産(土地、家屋及び償却資産)の所有者、納税義務者
その必要性	個人の特定及び宛名の突合を効率化することで、市税の公平・公正な賦課事務遂行に資する。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<p>個人の特定、宛名の突合を効率化することで、市税の公平・公正な賦課事務遂行に資する。</p> <p>地方税法第367条(固定資産税の減免)の規定に基づき、固定資産税の減免を行うために以下の情報を記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護・社会福祉関係情報 生活保護法に規定する情報(保護の種類、保護を開始した日、保護を終了した日)に基づき、固定資産税の減免を適切・確実にを行うために保有する。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	総務部資産税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民生活部市民課、保健福祉部保護課、総務部市民税課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 法務局、税務署 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 電子申告により提出された申告書 )	
③使用目的 ※	固定資産税の適正な賦課業務	
④使用の主体	使用部署	総務部資産税課、市民生活部渡波支所・蛇田支所・稲井支所・荻浜支所、河北総合支所市民福祉課、雄勝総合支所市民福祉課、河南総合支所市民福祉課、桃生総合支所市民福祉課、北上総合支所市民福祉課、牡鹿総合支所市民福祉課
	使用者数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 50人以上100人未満 ]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 10人未満            2) 10人以上50人未満            3) 50人以上100人未満            4) 100人以上500人未満            5) 500人以上1,000人未満            6) 1,000人以上         </div> </div>
⑤使用方法	1.課税管理に関する事務 調査及び届出等による情報から、賦課・減免等の課税管理業務を行う。 2.共通宛名管理に関する事務 納税者の宛名情報の特定や突合を行い、共通宛名管理業務を行う。	
	情報の突合	・法務局からの登記済通知に記載される所有者(登記名義人)及び償却資産申告書に記載される所有者氏名及び住所と住民基本台帳情報の突合を行う。 ・納税義務者からの減免申請情報と生活保護受給情報の突合を行う。 ・納税義務者の特定等を行うため、当該システムにおける宛名情報と、他団体、庁内他部署等から入手した納税義務者関連情報の突合を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 4 ) 件	
委託事項1	固定資産税ユニットの運用	
①委託内容	ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数	[ 1,000人以上 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	償却資産データ入力業務	
①委託内容	償却資産データ入力	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	未定	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	電子申告システム運用委託業務	
①委託内容	・インターネットを通じた固定資産税(償却資産)の電子申告等の機能 ・データ連携を適正に行うために利用届出データを抽出し、活用	
②委託先における取扱者数	[ 1,000人以上 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社インテック	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項4	納税通知書等作成封入・封緘業務	
①委託内容	納税通知書等作成封入・封緘業務	
②委託先における取扱者数	[ 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ビー・プロ	

再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</span>
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 3 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 4 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	番号法第9条第1項 別表第一第17項で定められた用途
③提供する情報	石巻市所在の固定資産(土地、家屋及び償却資産)の所有者、納税義務者
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	石巻市所在の固定資産(土地、家屋及び償却資産)の所有者、納税義務者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先2～5</b>	
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	番号法第9条第1項 別表第一第16項で定められた用途
③提供する情報	固定資産税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	石巻市所在の固定資産(土地、家屋及び償却資産)の所有者、納税義務者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
提供先3	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	番号法第9条第1項 別表第一第16項で定められた用途
③提供する情報	固定資産税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	石巻市所在の固定資産(土地、家屋及び償却資産)の所有者、納税義務者



<b>移転先1</b>	総務部納税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第16項及び番号法第9条第2項に基づく石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	番号法第9条第1項 別表第一第16項関係事務 (石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例で定められた用途)
③移転する情報	固定資産税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	石巻市所在の固定資産(土地、家屋及び償却資産)の所有者、納税義務者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先2</b>	総務部市民税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第16項及び番号法第9条第2項に基づく石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	番号法第9条第1項 別表第一第16項関係事務 (石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例で定められた用途)
③移転する情報	固定資産税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	石巻市所在の固定資産(土地、家屋及び償却資産)の所有者、納税義務者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先3</b>	保健福祉部保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第16項及び番号法第9条第2項に基づく石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	番号法第9条第1項 別表第一第16項関係事務 (石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例で定められた用途)
③移転する情報	固定資産税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満



### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>							
固定資産税賦課ファイル							
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>							
リスク： 目的外の入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳情報の入手については、既存住民基本台帳システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、課税対象候補となり得る住民以外の情報を入手することはない。</li> <li>・法務局からの登記済通知の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて課税対象者と合致するかを確認し、対象者以外の情報が存在した場合には、法務局に返却している。</li> <li>・市町村CSからの住民基本台帳情報については、職員2名以上でダブルチェックを行い、対象者を確定した上で情報を入手している。</li> <li>・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑制を図っている。証跡については、完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。</li> </ul>						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
<p><b>【不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携機能を解した情報の取引は、入退室を管理しているサーバー室間の通信に限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。また、ファイル及びフォルダのアクセス権を制御することで、アクセス権を有しない職員や業務システムのなりすましによる入手への対策を施している。</li> </ul> <p><b>【入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。</li> <li>・市が収集した情報に間違いがあれば、職権で適宜修正することで正確性を確保している。</li> </ul> <p><b>【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携機能からの住民記録台帳情報、各種照会情報の入手については、サーバー間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。</li> </ul>							
<b>3. 特定個人情報の使用</b>							
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税ユニットの固定資産税賦課機能以外から宛名機能を利用する場合には、個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。</li> <li>・固定資産税ユニットには、固定資産税関係事務以外の情報を保有しない。</li> <li>・固定資産税ユニットの申告・申請受付機能以外からは、個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。</li> <li>・特定個人情報を使用できる事務については、業務マニュアルに記載し、定期的に職員研修を実施している。</li> </ul>						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク							
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 行っている</td> <td style="text-align: center;">2) 行っていない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 行っている	2) 行っていない		
<選択肢>							
1) 行っている	2) 行っていない						
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税システムへのアクセスにおいて、識別情報(ユーザIDとパスワード)による認証を実施し、ユーザIDにより利用権限を付しているため、権限のない機能は利用できない。</li> <li>・パスワードには、有効期限の設定、同一又は類似パスワード再利用制限、最低文字数の設定等を行っている。</li> <li>・ユーザIDとパスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。</li> <li>・ユーザIDとパスワードを複数人で共有することを禁止する。</li> </ul>						

<p>その他の措置の内容</p>	<p>【アクセス権限の発行・失効の管理】          ・識別情報(ユーザIDとパスワード)の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づき、随時行っている。          ・固定資産税ユニットにアクセスする職員へのアクセス権限は、定期的に見直しを行い、適切な者のみがアクセスできるようにしている。</p> <p>【アクセス権限の管理】          ・ユーザIDとパスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。          ・ユーザIDについては、セキュリティ責任者が不要なIDが残存しないように定期的にチェックを行っている。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。</p> <p>【特定個人情報の使用の記録】          ・ユーザIDとともに、固定資産税システムへのアクセス、操作(登録、更新、印刷、外部媒体への出力等)のアクセス記録をログとして保管している。          ・上記アクセス記録について、確認が必要となった場合には、即座に確認できる仕組みを準備しており、また、異常アクセス(休業日や業務時間外のアクセス、ログインエラー等)については、定期的にチェックを行っている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p></p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	安全管理措置、秘密保持、持ち出し禁止、目的外使用禁止、複写複製禁止、収集制限、結合制限、交換破棄、作業従事者の報告、再委託の要件、作業従事者に対する監督・教育、契約内容の遵守について規定している。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>【事務従事者が事務外で使用するリスクに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部媒体へのデータのコピーや印刷を監視及びログ取得しているため、業務外利用をした場合には、特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。</li> </ul> <p>【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バックアップファイルの取得は、入退室管理をしているデータセンターでの作業に限定され、また、バックアップファイルの持ち出しはセキュリティ責任者による承認を必須としている。</li> <li>特定個人情報を記録した紙媒体、DVD等の外部記録媒体は施錠保管し、鍵は管理者が厳重に管理している。また、持ち出し・持込みのルールを定め遵守している。</li> <li>保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄している。</li> <li>機器を廃棄又はリース返却する場合は、機器内部の記憶装置から全ての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。</li> <li>端末の庁外持ち出しは許可しない。</li> <li>外部媒体へのデータのコピーや印刷を監視及びログ取得しているため、業務外利用をした場合には、特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。</li> </ul>		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>【策定内容】</p> <p>秘密保持、持ち出し禁止、濫用禁止、目的外利用禁止、複写複製禁止、収集制限、結合制限、返還破棄、事故発生時の報告、委託時の要件</p> <p>【確認方法】 チェックリストで定期的に確認</p>	
その他の措置の内容	<p>以下の方法で、特定個人情報ファイルへ不特定多数の者がアクセスできないようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サーバー室への入室制限</li> <li>サーバー及び特定個人情報ファイルへのアクセス制限</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>【媒体紛失等に対するリスク】</p> <p>特定個人情報の受け渡しはネットワークによるものとし、媒体に保管することによる紛失を予防している。</p>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ O ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【不適切な方法で提供されるリスクに対する措置】</p> <p>&lt;評価対象システムのソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーとは、データセンター内のサーバー間通信に限定しており、他の経路では提供できない。</li> <li>・ユーザIDとパスワードで認証を行い、限られた職員のみ操作可能である。</li> <li>・本システムクライアント以外から情報提供できないように、システム上で担保している。</li> </ul> <p>&lt;運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供内容の自動応答ができない場合に、手動で情報提供を行う場合は、所属長許可の上、実施する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化した上で提供する。</li> <li>・中間サーバーを利用したユーザ、ログイン及びログアウトした時刻及び操作内容をログに記録する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと庁内の各業務システム及び情報提供ネットワークシステムとの間は、LGWANを利用することで不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</li> <li>・各利用団体は、中間サーバーとの接続回線をそれぞれに分離し、通信を暗号化することで漏えいのリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスできないように管理を行い、不適切な方法での情報提供のリスクに対応している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ログを定期的に調査することで不正利用を検知する。</li> <li>・情報提供は自動応答又は特定個人情報管理端末に限定し、実施手順を運用ルールに定め、職員へ運用ルールの周知を徹底している。</li> </ul> <p>【誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置】</p> <p>&lt;既存住民基本台帳システムのソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住民基本台帳システムの情報提供機能は、中間サーバーの仕様に基づき設計、テストを行っているため、誤った情報を提供してしまうリスクを排除している。</li> </ul> <p>&lt;既存住民基本台帳システムの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーに登録する特定個人情報については、登録時に複数の職員によるチェックに加え、所属長の承認を得た上で登録する。</li> <li>・中間サーバーには可能な限り最新の情報を登録すること、誤った情報を登録した場合などの対応ルールを定め、当該ルールに従って実施している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能により情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際は、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</li> <li>・情報提供データベース管理機能により、情報提供データベースへのインポートデータの形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</li> <li>・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報管理端末から情報提供内容を登録する場合、複数の職員によるチェックを行い、所属長の承認を得る。</li> <li>・特定個人情報管理端末から誤った情報を修正する場合、修正内容について、所属長の事前の承認を得た上で実施する。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

**【不適切な方法で提供されるリスクに対する措置】**

＜評価対象システムのソフトウェアにおける措置＞

- ・中間サーバーとは、データセンター内のサーバー間通信に限定しており、他の経路では提供できない。
- ・ユーザIDとパスワードで認証を行い、限られた職員のみ操作可能である。
- ・本システムクライアント以外から情報提供できないように、システム上で担保している。

＜運用における措置＞

- ・情報提供内容の自動応答ができない場合に、手動で情報提供を行う場合は、所属長許可の上、実施する。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ・情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化した上で提供する。
- ・中間サーバーを利用したユーザ、ログイン及びログアウトした時刻及び操作内容をログに記録する。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバーと庁内の各業務システム及び情報提供ネットワークシステムとの間は、LGWANを利用することで不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
- ・各利用団体は、中間サーバーとの接続回線をそれぞれに分離し、通信を暗号化することで漏えいのリスクに対応している。
- ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスできないように管理を行い、不適切な方法での情報提供のリスクに対応している。

＜中間サーバーの運用における措置＞

- ・ログを定期的に調査することで不正利用を検知する。
- ・情報提供は自動応答又は特定個人情報管理端末に限定し、実施手順を運用ルールに定め、職員へ運用ルールの周知を徹底している。

**【誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置】**

＜既存住民基本台帳システムのソフトウェアにおける措置＞

- ・既存住民基本台帳システムの情報提供機能は、中間サーバーの仕様に基づき設計、テストを行っているため、誤った情報を提供してしまうリスクを排除している。

＜既存住民基本台帳システムの運用における措置＞

- ・中間サーバーに登録する特定個人情報については、登録時に複数の職員によるチェックに加え、所属長の承認を得た上で登録する。
- ・中間サーバーには可能な限り最新の情報を登録すること、誤った情報を登録した場合などの対応ルールを定め、当該ルールに従って実施している。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ・情報提供機能により情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際は、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。
- ・情報提供データベース管理機能により、情報提供データベースへのインポートデータの形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。
- ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。

＜中間サーバーの運用における措置＞

- ・特定個人情報管理端末から情報提供内容を登録する場合、複数の職員によるチェックを行い、所属長の承認を得る。
- ・特定個人情報管理端末から誤った情報を修正する場合、修正内容について、所属長の事前の承認を得た上で実施する。

**7. 特定個人情報の保管・消去**

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

<p>その他の措置の内容</p>	<p>【石巻市における措置】 ・データバックアップを毎日実施し、保管場所は施錠している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>&lt;物理的対策&gt; ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>&lt;技術的対策&gt; ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p></p>	

8. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[    ] 十分に行っている                      [    ] <sup>&lt;選択肢&gt;</sup> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>【石巻市における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内グループウェアに情報セキュリティに関する情報を毎月掲載している。</li> </ul> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</li> </ul>
10. その他のリスク対策	
<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける指直】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現している。</li> </ul>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	石巻市総務部総務課 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14番1号 0225-95-1111
②請求方法	石巻市個人情報保護条例の規定に基づき、開示、訂正、利用停止請求を行う。
③法令による特別の手続	石巻市個人情報保護条例、石巻市個人情報保護条例規則
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	石巻市総務部資産税課 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14番1号 0225-95-1111
②対応方法	電話、メールによる問い合わせ

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年6月4日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

○固定資産税賦課ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.編集済氏名カナ、4.編集済氏名漢字、5.宛名郵便番号、6.宛名住所コード、7.宛名住所、8.宛名地番、9.宛名方書カナ、10.宛名方書漢字、11.生年月日、12.性別区分、13.編集電話番号、14.義務者個人番号、15.対象年度、16.賦課年度、17.履歴番号、18.初期登録業務日時、19.更新業務日時、20.更新システム日時、21.更新コンピュータ名、22.更新ユーザID、23.有効フラグ、24.決裁状態、25.旧自治体コード、26.期割区分、27.期数、28.課税区分所有、29.課税区分区分、30.共有代表者個人番号、31.固定土地課標、32.固定家屋課標、33.固定償却課標、34.都市土地課標、35.都市土地減額措置課標、36.都市家屋課標、37.固定土地軽減課標、38.固定家屋新築軽減課標、39.固定家屋一般軽減課標、40.固定合計軽減課標、41.都市土地軽減課標、42.都市家屋軽減課標、43.都市合計軽減課標、44.固定土地差引課標、45.固定家屋差引課標、46.固定償却差引課標、47.固定合計差引課標、48.都市土地差引課標、49.都市家屋差引課標、50.都市合計差引課標、51.固定算出税額、52.都市算出税額、53.固定土地軽減税額、54.固定家屋新築軽減税額、55.固定家屋一般軽減税額、56.固定合計軽減税額、57.都市土地軽減税額、58.都市土地減額措置内軽減税額、59.都市家屋軽減税額、60.都市合計軽減税額、61.固定合計猶予税額、62.都市合計猶予税額、63.固定土地新築軽減税額、64.都市土地新築軽減税額、65.固定免除税額、66.都市免除税額、67.共用土地固定全体課標、68.共用土地都市全体課標、69.共用土地固定持分税額、70.共用土地都市持分税額、71.固定差引年税額、72.都市差引年税額、73.固定共有税額、74.都市共有税額、75.固定土地減免税額、76.固定家屋減免税額、77.固定償却減免税額、78.固定合計減免税額、79.都市土地減免税額、80.都市家屋減免税額、81.都市合計減免税額、82.固定年税額、83.都市年税額、84.合計年税額、85.期割1期納期限、86.期割1期税額、87.期割2期納期限、88.期割2期税額、89.期割3期納期限、90.期割3期税額、91.期割4期納期限、92.期割4期税額、93.期割5期納期限、94.期割5期税額、95.期割6期納期限、96.期割6期税額、97.期割7期納期限、98.期割7期税額、99.期割8期納期限、100.期割8期税額、101.期割9期納期限、102.期割9期税額、103.期割10期納期限、104.期割10期税額、105.期割11期納期限、106.期割11期税額、107.期割12期納期限、108.期割12期税額、109.随時納期限、110.随時期割税額、111.随時2納期限、112.随時2期割税額、113.随時3納期限、114.随時3期割税額、115.合計猶予年税額、116.前納報奨金、117.前納差引納付額、118.過年度税額合計、119.固定土地免税点、120.固定家屋免税点、121.固定償却免税点、122.都市土地免税点、123.都市家屋免税点、124.支払区分、125.通知書番号、126.更正番号、127.更正固定異動事由、128.更正年月日、129.国保用税額、130.一般共有固定税額、131.一般共有都市税額、132.見なし義務者個人番号、133.土地所有者数、134.家屋所有者数、135.課税分土地筆数、136.非課税分土地筆数、137.合計土地筆数、138.課税分家屋筆数、139.非課税分家屋筆数、140.合計家屋筆数、141.合計課税分土地地積、142.合計非課税分土地地積、143.合計課税分家屋地積、144.合計非課税分家屋地積、145.土地評価額、146.家屋評価額、147.償却評価額、148.償却決定価格、149.償却帳簿価格、150.共用土地固定按分課標、151.共用土地都市按分課標、152.固定土地共有分課標、153.固定家屋共有分課標、154.固定償却共有分課標、155.都市土地共有分課標、156.都市家屋共有分課標、157.国土共有分未満課標、158.固家共有分未満課標、159.固償共有分未満課標、160.都土共有分未満課標、161.都家共有分未満課標、162.再計算フラグ、163.更正フラグ、164.印刷フラグ、165.デバッグフラグ、166.区分所有物件保持者フラグ、167.強制更正対象者フラグ、168.固定土地軽減対象課標、169.都市土地軽減対象課標、170.固定家屋軽減対象課標、171.都市家屋軽減対象課標、172.更正件、173.非課税フラグ、174.非課税内容覚えメモ、175.減免フラグ、176.減免率分子、177.減免率分母、178.減免内容覚え、179.義務者情報備考1、180.義務者情報備考2、181.義務者情報備考3

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月15日	I 6.②所属長	資産税課長 阿部 昭文	資産税課長 保理 裕宣	事後	
平成28年7月15日	II 5.移転先1～3①法令根拠	番号法第9条第1項 別表第一第16項	番号法第9条第1項 別表第一第16項及び番号法第9条第2項に基づく石巻市個人番号の利用	事後	
平成28年7月15日	II 5.移転先4①法令根拠	番号法第9条第1項 別表第一第15項	番号法第9条第2項に基づく石巻市個人番号の利用	事後	
平成28年7月15日	II 5.移転先1②移転先における用途	固定資産税の徴収に関する事務(納税の告知、督促及び滞納処分等)(番号法第9条第1項 別表第一第16項関係事務)	番号法第9条第1項 別表第一第16項関係事務(石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の利用)	事後	
平成28年7月15日	II 5.移転先2②移転先における用途	固定資産税各種証明書発行(番号法第9条第1項 別表第一第16項関係事務)	番号法第9条第1項 別表第一第16項関係事務(石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の利用)	事後	
平成28年7月15日	II 5.移転先3②移転先における用途	国民健康保険税の賦課(番号法第9条第1項 別表第一第16項関係事務)	番号法第9条第1項 別表第一第16項関係事務(石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の利用)	事後	
平成28年7月15日	II 5.移転先4②移転先における用途	生活保護法による保護の決定(番号法第9条第1項 別表第一第15項関係事務)	番号法第9条第1項 別表第一第15項関係事務(石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の利用)	事後	
平成31年2月1日	I 6.②所属長の役職名	資産税課長 保理 裕宣	資産税課長	事後	
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先4②提供先における用途	番号法第9条第1項 別表第一第89項で定められた用途	番号法第9条第1項 別表第一第16項で定められた用途	事後	
令和3年9月1日	I 基本情報5②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第27項	番号法第19条第8号 別表第二第27項	事後	
令和3年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3④使用部署	財務部資産税課、生活環境部渡波支所・蛇田支所・稲井支所・荻浜支所、河北総合支所市民	財務部資産税課、生活環境部渡波支所・蛇田支所・稲井支所・荻浜支所、河北総合支所市民	事後	
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5①根拠法令 提供先1～	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	
令和4年4月1日	I 基本情報 6評価実施機関における担当部署 ①部署	財務部資産税課	総務部資産税課	事後	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3④使用部署	財務部資産税課、生活環境部渡波支所・蛇田支所・稲井支所・荻浜支所、河北総合支所市民	総務部資産税課、市民生活部渡波支所・蛇田支所・稲井支所・荻浜支所、河北総合支所市民	事後	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2⑥事務担当部署	財務部資産税課	総務部資産税課	事後	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3①入手元	評価実施機関内の他部署(生活環境部市民課、福祉部保護課、財務部市民税課)	評価実施機関内の他部署(市民生活部市民課、保健福祉部保護課、総務部市民税課)	事前	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3④使用部署	財務部資産税課、生活環境部渡波支所・蛇田支所・稲井支所・荻浜支所、河北総合支所市民	総務部資産税課、市民生活部渡波支所・蛇田支所・稲井支所・荻浜支所、河北総合支所市民	事後	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 移転先1	財務部納税課	総務部納税課	事後	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 移転先2	財務部市民税課	総務部市民税課	事後	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 移転先3	健康部保険年金課	保健福祉部保険年金課	事後	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 移転先4	福祉部保護課	保健福祉部保護課	事後	
令和4年4月1日	IV開示請求、問い合わせ 2①連絡先	石巻市財務部資産財課	石巻市総務部資産税課	事後	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4委託事項3③	TIS株式会社	株式会社インテック	事後	
令和5年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要	提供先4	提供先4削除 提供先3と重複のため	事後	

令和5年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	株式会社インテック	株式会社日立システムズ	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	再委託する	再委託しない	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	再委託する	再委託しない	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	再委託する	再委託しない	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	再委託する	再委託しない	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	再委託する	再委託しない	事後	